Z—76 再— J〔第一問〕 答 案 用 紙

（事業税）

問 1

（次ページへ続く）

受験地						
受験番号						

評点

問 1 （続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1 （続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1 （続き）

受験番号						

（事業税）

問 2

（次ページへ続く）

受験番号						

問 2（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 2（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 2（続き）

受験番号						

Z―76 再― J〔第二問〕 答 案 用 紙

（事業税）

問 1

○ 計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

（次ページへ続く）

受 験 地						
受 験 番 号						

評 点

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

○ 各県に納付すべき事業税額

L　　県	
M　　県	
N　　県	

受験番号						

問 2

○ 計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

（次ページへ続く）

受 験 番 号						

問 2（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 2（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受験番号						

問 2（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

（次ページへ続く）

受 験 番 号						

問 2（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

○ 各県に納付すべき事業税額

A　　県	
B　　県	

受験番号						